

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 40歳代
- 3 所 属 福岡地区の県立高等学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年1月22日
- 6 処分の程度 減給3月

7 処分の理由

被処分者は、令和6年10月22日（火）、生徒1名に対し、清掃の仕方を注意した際、生徒の頬を平手で約10回叩いた。この行為により、生徒は口の中が切れて血が出るけがをした。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。

教職員課 5441